

（目的）

第1条 地域住民の誰もが気軽に立ち寄ることができ、地域福祉活動の拠点を提供することで住民同士のつながりや支え合いが図れ、福祉のまちづくりを推進する「コミュニティカフェ」を支援することを目的として、年末たすけあい募金配分金を財源として福祉団体育成支援金（コミュニティカフェ支援金）（以下「支援金」という。）の交付を行う。

（支援金の区分）

第2条 支援金の区分は、次のとおりとする。

（1） 新規立ち上げ支援金

宮前区内において「コミュニティカフェ」を設立するもので、事業活動の規模、対象等を参考に事業内容を十分検討し、年末たすけあい募金配分金をもって当該事業を奨励する意義を認められ、事業効果が十分認められるものに対して行う。

（2） 活動支援金

宮前区内において「コミュニティカフェ」を継続して行っているもので、事業活動の規模、対象、経営の状況等を参考に事業内容を十分検討し、年末たすけあい募金配分金をもって当該事業を奨励する意義を認められ、事業効果が十分認められるものに対して行う。

（実施主体）

第3条 支援金を受けられるものは、宮前区内において、地域福祉活動を行う以下の団体とする。なお、国および地方自治体の委託事業ならびに介護保険法および障害者自立支援法による事業を行う団体、あるいは営利を目的に設立された団体は対象外とする。

（1） 町内会・自治会等の地域団体

（2） 福祉関係団体

（3） ボランティア団体

（4） その他、川崎市宮前区社会福祉協議会会長が認める団体

（対象事業）

第4条 支援金を受けられる事業は、あらゆる世代の地域住民を対象として実施される「コミュニティカフェ」を行う事業とする。なお、現に地域で取り組まれている会食会等の開催日に事業を実施する場合は、会食会等の開催時間とは別に開催され、年齢を問わず地域住民の誰もが参加できるように図られている事業とする。

(実施頻度)

第5条 支援金を受けられる事業は、2ヶ月に1回以上、もしくは年に6回以上開催しなければならない。

(対象経費)

第6条 支援金を受けられる経費は、事業に使用する活動資機材費とする。

(申請)

第7条 支援金を受けようとするものは、当該年度の指定する日までに所定の申請書(様式2-1、2-2)に「当該年度事業計画書」「当該年度予算書」「役員名簿」等を添えて、支援金助成の申請をしなくてはならない。

2 提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、その理由を明らかにして直ちに届け出るものとする。

(審査)

第8条 支援金の交付の決定に際しては、申請をしたものから提出される書類および面談をもって審査し決定する。

2 審査は、川崎市宮前区社会福祉協議会年末たすけあい運動実施委員会設置要綱に定められた「川崎市宮前区社会福祉協議会年末たすけあい運動実施委員会」(以下「実施委員会」という。)が行う。

(報告)

第9条 支援金を交付されたものは、当該年度終了後、所定の報告書(様式3、4)に「事業報告書」「決算書」「領収書」(機材や備品の購入の場合)等を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

(支援金を交付されたものの義務)

第10条 支援金を交付されたものは、その資金が区民の善意の寄付であることに十分配慮し、正規の会計手続きに則って経理するとともに、支援金の交付を受けた年度内に執行しなくてはならない。

2 支援金を交付されたものは、常に事業経営の合理化、公正化に努め、支援金が最大限に活用されるよう努めなければならない。

(調査)

第11条 川崎市宮前区社会福祉協議会が、必要と認めたときには、支援金の使途ならびに会計の取扱について調査することができる。

2 支援金を交付されたものは、この調査を拒むことは出来ない。

(取消)

第12条 支援金を交付されたものが本要綱に違反した、または、社会福祉事業にふさわしくない行為を行った、若しくは交付の対象となった事業を実施しなかったときは、その支援金の全部または一部の返還を求めることができる。

(支援金の交付額)

第13条 支援金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 新規立ち上げ支援金

新規立ち上げ支援金対象の「コミュニティカフェ」は、実施委員会が支援金交付の審査を行う月を起算月とし、前後6ヶ月以内に立ち上がるものをいい、交付額は10万円以内とする。

(2) 活動支援金

活動支援金対象となる「コミュニティカフェ」は、3年以上継続して実施しているものをいい、1回を限度として、交付額は10万円以内とする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。